

コープデリ・コープきんき・コープ北陸・東海コープ・コープCSネット 統一
「eB-foods入力基準書11版」
と 生協点検基準「通常品」

作成者 : コープデリ商品業務管理、コープきんき品質保証部、コープ北陸安全政策部、東海コープ品質保証部、コープCSネット品質保証部

改定日 : 2023年6月12日改定

初回作成日 : 2016年2月6日

適用範囲: コープデリ(宅配及び店舗事業)、コープきんき(宅配及び店舗事業)、コープ北陸(宅配事業)、東海コープ(宅配事業)、コープCSネット(宅配事業)

重要度	項目区分	入力内容及び水準
AA	法令事項(必須入力) (一部法令以外含む)	法令等で要求されている事項を『法令事項(必須入力)』とし、必ず入力を要求する項目を【AA】とします。 記載不備の場合は修正を要求します。(一部に法令要求事項以外を含む)
A	条件必須入力	一部の商品について法令等で要求されているものがあり、その場合は必須となるものを『条件必須入力』とし、必ず入力を要求する項目を【A】とします。記載不備の場合は修正を要求します。
B	入力要求	入力を求める事項を「入力要求」とします。要求事項が記載され誤りがない場合はよしとする項目を【B】とします。
	上記以外(空白)	入力された内容については、指摘及び修正依頼はおこなわない。

■eB-foods入力基準書11版と生協点検基準「通常品」

作成者:コープデリ商品業務管理、コープきんき品質保証部、コープ北陸安全政策部、東海コープ品質保証部、コープCSネット品質保証部

※1 入力基準書第11版の更新 ※2 入力基準の更新に伴い生協点検基準の微修正(赤字)

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
			1)入力基準は、e-BASEトップ画面の「食材えびす for CKNS User Portal」の「公開ドキュメント」「eB-foods入力基準」の該当箇所に詳細を記載しています。 2)特にギフト・アソート品については、入力基準の「ギフト・アソート品」として、別途作成していますので、確認しながら入力をお願いします。	1)生協点検基準は、e-BASEトップ画面の「食材えびす forCKNS User Portal」の「公開ドキュメント」「 入力基準書(第11版)生協点検基準 」「 改定 入力基準11版を踏まえた生協点検基準通常版 」の該当箇所に詳細を記載しています。 2)仕様書点検・確認の結果、「一括表示」「栄養成分表示」等で法的な表示誤りがある場合は、以下の措置をするように要請する。 ①不適正な表示や入力間違いを伝え、すぐに改版できない場合、又は間に合わない場合は保健所等(消費者庁含む)に報告し、今回の件の対応を確認する。 ②保健所等(消費者庁含む)に確認し、その内容を文章にし、『添付』に文章を貼り付けてもらい、修正した後は再度仕様書を送付するように要請する。

2. 基本情報

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
	—		1)「基本情報」の画面の構成は「基本情報」「温度管理・商品形態」「製造者等の情報」に区分されていますので、各項目を確認しながら入力してください。	
1	商品名	AA	1)包材に表示されている商品名、またメーカーとして商品を特定できる商品名を入力してください。入力は全角をお願いします。英数字(全角)の入力も可能です。 2)次のような場合は、商品名として認識しますのでそのまま記入してください。 ①アソート(詰合せ)品の「●●●●FK-20」、缶詰の「●●ホール」の場合 ②「○○○の切り餅」「○○家の牛丼」など他商品と区別して一般的に使用されている場合 ③上記のような商品名以外で規格・管理番号等の入力はしないで下さい(ひなまつり用、おまけ付なども不要)	①包材に表示されている商品名、またメーカーとして商品を特定できる商品名を確認し、入力が一致することを確認する。 ※商品名・規格は最初に提出される規格の名称で結構です。 商品形態は、販売する可能性のあるものをすべて入力し、一枚の仕様書で「ピース」や「パック」や「ケース」など異なる形態でも管理できるようにしていきます。
2	商品名カナ	AA	①商品名に入力したものを半角カタカナで入力してください。英数字の入力も可能です。 スペースなどを含む場合も、その通りに入力してください。	①包材に表示されている商品名、またメーカーとして商品を特定できる商品名を確認し、入力カナが一致することを確認する。
3	規格	AA	1)製造者(販売者)が定めた規格を入力してください。また単位の入力も忘れずにお願いします。 2)アソート(詰合せ)品については、 ①「1セット」の場合は「1セット」と入力してください。 ②「多数で構成され、記載が複雑」な場合は、「商品特徴に記載」と入力し、その内容を「商品特徴」に入力してください。	①製造者(販売者)が定めた規格と一致することを確認する。 単位も確認し一致することを確認する。 ※「規格」は業態ごとに違ってもよしとする。 ②アソート(詰合せ)品や詰合せ品で、記載が複雑な場合は、「商品特徴」にその内容の記入があり、内容が一致することを確認する。
4	規格(カナ)(半角)	AA	①規格に入力したものを半角で入力してください。 例)商品が「○○○○300g」の場合は、規格カナは「300グラム」又は「300g」としてください。	①規格に入力した内容を半角で入力されていることを確認する。
5	ブランド区分		①選択肢の中から選びます。	
6	ブランド名		①ブランド名が包材に表示されている場合は入力してください。英数字の入力も可能です。	

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
7	仕様書適用日 [カレンダー入力]	A	1) 製造メーカー様が管理する「仕様の確定した日」という意味になります。 本仕様書で作成した仕様情報が「確定する日付」または「確定した日付」を入力してください。 ※仕様書を作成した日付ではありません。 2) 「確定する日」(未来日付)、「確定した日」(過去日付)の入力が可能です。 仕様書情報の「更新」が「いつ時点のものであるか」を把握・判断する為の情報になりますので、定番商品で日付が詳細に分からない場合など大まかな日付でも構いません。 ※保障できる日付でお願いします。	①仕様書適用日を確認する。
8	通常・アソート品		1) 以下の定義に合わせ、選択してください。 ① ☐ アソート品 : 単体で販売がされる商品のこと。(初期値は通常) ② ☒ アソート品 : 単体で販売されるものがアソート(セット)された商品のこと。 限定 ☒ を入れることでアソート扱いとなります。	
9	商品特徴	A	1) 商品の特徴、アピールポイント等を端的にまとめて入力してください。 2) 商品特徴に記載する内容は、根拠に基づき記載してください。 ①包材表記内容を記入、確認するための項目ではありません。 ②監修等によるパテント(特許)商品、他社製品とのコラボ商品の場合、その内容について入力してください。(原料レシピを使用、イメージを付与など)	①商品特徴として、実際の商品確認(他の『原材料リスト』などの確認含む)で齟齬がなく、一致することを確認する。 ②特定保健用食品や機能性表示食品で法令で認められている表示以外で、「医薬品医療機器等法(旧薬事法)」の効果効能や、景品表示法の優良誤認等にあたるような記載がないことを確認する。 ③包材にない「産地情報」「有機原材料」「栄養成分の強調」などにあたるような記載がある場合は必ず確認する。
10	召し上がり方・利用方法	B	1) 商品の包装に表示されている「利用方法」や「召し上がり方」について、表示にある範囲で入力してください。	①当該商品のことではない場合には修正依頼する。 ②誤字・脱字程度では指摘しない。
11	家庭での使用・保管・廃棄上の注意	B	1) 商品の包装に表示されている「使用上の注意」や「保管上の注意」について、表示にある範囲で、情報をまとめて入力してください。	①当該商品のことではない場合には修正依頼する。 ②誤字・脱字程度では指摘しない。
12	保存温度条件(保存条件)家庭での [選択制]	A	一般消費者の開封前の保管温度帯(常温、冷蔵、冷凍) 商品の包装に表示されている保存温度帯を選択してください。 ※取引上の「物流温度帯」ではありませんので、ご注意ください。 ※表示として「冷暗所」など具体的な温度表現がない場合は、「常温」を選択してください。	①商品に表示されている温度帯と一致するかを確認する。
13	賞味・消費期限(開封前) [選択制]	AA	1) 「期限分類」で、「賞味期限」「消費期限」「品質保証期限」「期限設定無し」を選択してください。	①正しく選択されているかを確認する。
14	製造日含め～日	AA	1) 賞味期限(消費期限、品質保持期限)日数を製造日を含めて入力してください。 ①「ヶ月」「年」の単位ではなく「日」単位での入力になります。 ②数値のみなので、「月」「年」は、「30日」「365日」で換算して入力してください。 ③フローズンチルド、フローズンドライ品は、温度帯変更後の管理日付を記載し、「備考」に「温度帯変更者」や「温度帯変更していること」を記載ください。 例) 製造時冷凍し、出荷時に解凍、常温流通させる商品の場合、出荷後の「開封前の消費・賞味期限」を何日に設定しているかを記載してください。この場合「温度帯変更者」は工場と記載してください。 2) 消費期限が時間管理の場合は最少の日数を入力し、「備考欄」に管理時間を記載してください。 例) 30時間管理の場合は、「日数は『1日』として、30時間管理している」とする。	①賞味期限(消費期限)日数が入力されていることを確認する。 ②温度帯変更の商品について、保存温度条件の「出荷前」「流通時」「入荷時」の温度に、記載があれば、どこで温度帯を変更し、誰が変更したかわかるので、温度帯変更者等の記載は必要ありません。
15	例外日付管理期間 [選択制]	A	1) 夏場など、一定の期間のみ賞味期限(品質保持期限)日数が変わる商品の場合、その月・日を入力してください。 2) そのような商品の場合、予めバイヤーとの商談時にお伝えください。また日持ち検査証明書の提示をお願いした場合に速やかにご提出頂くようにお願いします。	①対象となる表示があった場合のみ、その内容を確認する。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
16	賞味・消費期限表示 表示の有無 [選択制]	AA	1)「表示の有無」で「有」を選択すると必須になります。	①正しく選択されているかを確認する。
17	賞味・消費期限表示 表示記載例	A	1)パッケージ(包材)への表記がどのようになっているのかを例で入力ください。 実際の数字を入力していただいても構いません。 例) YYYY. MM. DD	①入力されていることを確認する。
18	製造日表示 表示の有無 [選択制]	A	1)包材に製造日が表示されているのかの有／無を選択してください。 2)精米日や「酒類」の製造年月・日の記載がある場合は、「有」を選択してください。	①製造日表示があった場合のみ、選択されていることを確認する。
19	製造日表示 表示記載	A	1)「表示の有無」で「有」を選択すると必須になります。 2)パッケージ(包材)への表記がどのようになっているのかを例で入力ください。 例) YYYY. MM. DD YY. MM. DD	①製造日表示があった場合のみ、その内容を確認する。
20	製造ロット表示 表示の有無 [選択制]	B	1)パッケージ(包材)に製造ロット表示がされているのかの有／無を選択してください。 ※製造所固有記号は除きます。	
21	製造ロット表示 ロットの読み方	B	1)「表示の有無」で「有」を選択すると必須になります。 2)製造ロット表示がある場合、その読み方(解読の仕方)を入力してください。 ※製造所固有記号は除きます。 例) 10L04X23・・・10→西暦、L→月(A～L)、04→日、X→時刻(時;A～X)、 23→時刻(分)	
22	不定貫 [チェックボックス]	B	1)不定貫とは、「規格が一定でない商品」を言います。(例:マグロ1本、ねぎ1束等) 2)不定貫商品の場合はチェックをしてください。	
23	商品形態詳細	A	1)商品形態の説明資料を確認ください。「ピース」「パック」「ボール」「ケース」等の 形態があるので詳細の入力をお願いします。 参考事例として「5袋入りラーメン」がありますので、参考に作成してください。 2)「ピース」とはJANコードがマーキングされた最少の販売単位の情報を入力してく ださい。 3)「パック」とは1つの商品(この場合はピースを指す)を2個以上まとめて販売する 形態です。その情報を入力してください。 4)「ボール」とはケース内にある内箱の形態で、その情報を入力してください。 ボールJANコードがある場合があります。 5)「ケース」とは外箱、段ボール等の形態で、その情報を入力してください。ケース JANコードがある場合があります。 6)例外としてアソート(詰合せ)品(中身の個々にはピースJANがあるもの)に ついては、販売形態が特殊であることから、外袋や外箱についているJANを ピースJANとする場合があります。	①それぞれのJANコードが正しく記載されていることを確認する。 商品のサイズ、重量、入数はピース、パック、ボール、ケースで 数値が入力されていることを確認する。 ②JANコードがマーキングされた最少の販売単位とピースJAN が一致し、『包材表示』の画像と一致することを確認する。 ※生協での販売単位と異なる場合があります。その場合は生協 の販売は専用画面などで管理する。
24	ピースの形態	A	1)商品形態の説明資料に沿って「幅/長辺(縦)」「奥/短辺(横)」「高さ」「個体重量」 「風袋込重量」「JANコード」を入力下さい。 2)ピースとは「JANコード」がマーキングされた最少の販売単位の情報です。 最終小売などの販売、商品提供の現場における、最小の実売単位とします。 ピース入り数は必ず「1」となり、自動的に「1」が入ります。	
25	JANコード無し [チェックボックス]	B	1)JANコードが無い商品の場合にチェックをしてください。JANコード入力欄が グレイアウトします。	

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
26	製造者(加工者)	A	1)このタブで入力するのは、商品に表示されている、「製造者または加工者」の氏名、住所を記載してください。 非公開フラグは使用せず、商品包材に表示されているとおりに入力してください。 2)なお、法令では、「製造者」とは、個人の場合は製造又は加工する者の氏名を、法人の場合には法人登記した法人名や会社の代表権を有する支店等の名称となります。	①商品の「一括表示内容」に表示されている「製造者または加工者」と一致することを確認する。 ②確認する内容は「会社名」「住所」です。 ③一括表示で「事項名」を省略した場合は、その情報が「製造者」もしくは「販売者」のいずれかに入力されていればよしとする。
27	製造者(加工者) その他の項目	B	1)「製造者または加工者」の「担当者」「電話番号」を入力してください。 2)「PL加入の有無」「ISO情報等」の情報も関連情報として記入できることを入力してください。	
28	工場(製造所・加工所)	AA	1)このタブで入力するのは、商品を製造する「製造所または加工所」です。 2)製造所または加工所は、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われたところです。個人の場合は最終的に衛生上のリスクを生じさせる行為を行った店舗や工場等の住所を、法人の場合はその所在地です。 3)「非公開」フラグを使用せず、基本的に入力して下さい。 4)入力は「会社名」「住所」「電話番号」を入力してください。 工場名は、実際に表示にある範囲で入力してください。 【注意】例えば、詰め合わせ食品の場合、詰め合わせる食品に個包装されていない食品が含まれている場合は詰め合わせる際に衛生上のリスクが生じるため、この詰め合わせを行う工場が製造所となる。 5)当該商品を複数の工場で生産している場合、主力となる工場情報を入力し、他の工場については備考欄に「工場名」と「製造所固有記号」を入力して下さい。 6)アソート(詰合せ)品についての個々の工場情報は、『原材料リスト』のメーカー名に、その名称を入力してください。	①商品の「一括表示」に表示された製造所(製造工場)又は製造所固有記号の工場を確認する。 ②生協では、他の工場については備考欄に別工場を一つ、「工場名」と「製造所固有記号(記号のみ)」が入力されていればよしとする。
29	工場(製造所・加工所) 製造ロット等	B	1)「原料仕込→製品仕上の所要日数・時間」「製造ロット」「1日稼働生産量」「受注可能最小ロット数」「ISO情報等」の欄に記入できることを入力してください。	
30	工場(製造所・加工所) 製造所固有記号、備考	A	1)「製造所固有記号」は、2015年4月の食品表示法では、同一製品を2以上の製造所で製造している場合にのみ利用可能となりました。 「製造所固有記号」には、主力となる工場記号を記載ください。 2)「備考」欄には、主力となる工場以外の工場の「工場名」と「製造所固有記号」を入力してください。	1)製造所固有記号 ①製造所固有記号が登録されていることを消費者庁ホームページで確認する。 2)備考欄 ①生協では別工場を一つ、「工場名」と「製造所固有記号(記号のみ)」が入力されていればよしとする。
31	販売者	A	1)このタブで入力するのは、商品に表示されている、「販売者」です。 2)入力は「会社名」「住所」「電話番号」を入力ください。 3)「PL法の有無」「ISO情報等」などの情報は入力できるものを入力してください。	①商品の「一括表示内容」に表示されている「販売者」と一致することを確認する。 ②一括表示で「事項名」を省略した場合は、その情報が「製造者」もしくは「販売者」のいずれかに入力されていればよしとする。
32	輸入者	A	1)このタブで入力するのは、商品に表示されている、「輸入者」です。 2)入力は「会社名」「住所」「電話番号」を入力ください。 3)「PL法の有無」「ISO情報等」などの情報は入力できるものを入力してください。	①商品の「一括表示内容」に表示されている「輸入者」と一致することを確認する。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
--	-----	----	-----------	--------

3. 原材料リスト

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
1	階層ツリー作成	A	階層情報(階層ツリー)は、最終製品に使用する「原材料」、「添加物」及び「複合原材料」や「添加物製剤」の使用実態の確認、法令に基づく包材表示の適合性確認(アレルギー物質、遺伝子組換え、原料原産地、添加物表記等)、食品添加物の使用実態の把握のために必要な情報になります。 以下の例を参考に、基本、第3階層目までを目安に、分解可能な使用原材料をツリー上に分解して入力してください。 1. 「一括表示」記載内容に基づき、最終製品を構成する「原材料」、「添加物」に分解した情報を入力。 2. 最終製品で使用する原材料規格から「原材料」、「添加物」に分解した情報を入力。 《参考資料》原材料リスト 階層情報(階層ツリー)作成例 参照》 ※部材、原材料、添加物の登録については、別紙、部材作成／原材料作成／添加物作成を参照ください。 《参考資料》原材料リスト 部材・原材料・添加物の登録 参照》 ※アソート(詰合せ)品の登録については、「アソート(詰合せ)品(補足)」の項を参照ください。 《アソート(詰合せ)品(補足)》原材料リスト 「アソート(詰合せ)品仕様書の作成パターンについて」 参照》	
2	部材、原材料、添加物作成ボタン	AA	1) 部材作成は「部材」ボタンを押して作成してください。 部材とは、1つの包材の中に個包装されたタレやスープなどがある場合で、この「タレ」や「スープ」のことを部材とします。他に「ふりかけ詰め合わせ」で「種類」ごとに個包装されている場合などがあります。 2) 原材料は「原材料」ボタンを押して作成してください。 3) 添加物は「添加物」ボタンを押して作成してください。	①「部材」「原材料」「添加物」が正しく選択されていることを確認する。
3	(原材料) 商品名	B	1) 「商品名」と「一般名」の区分は以下のようなものです。 原料の「商品名」は『夕張メロン』のようなもので、「一般名」は『メロン』といった関係です。 2) 原材料の商品名を入力してください。 ①農、水、畜産物で包材表示、もしくは基本情報画面の商品特徴欄に品種名、ブランド名、部位名、飼育期間による「若鶏」などの表示や入力がある場合、その名称を含んだものを入力してください。 ア) 品種 :とちおとめ、ほしのゆめ、ズワイガニ、黒豚 など イ) ブランド:関さば、松阪牛 など ウ) 部位名 :中とろ、赤身、モモ、セセリ など (※基本情報画面の商品名に含まれる場合は除きます。) ②水産原料で農林水産省水産物ガイドラインに基づいた魚種に該当する場合、出来るだけその一般的な名称を入力してください。 例) 標準和名「アメリカナマズ」を「シミズダイ」「カワフグ」とは言えません。また一般名で「ムラサキイタヤガイ」を「ホタテガイ」とは言えないなどがあります。	
4	(原材料) 一般名	B	1) 入力基準の原材料一般名の「選択の方法」を参照して選択してください。 2) 原材料一般名から選択してください。該当する選択肢がない場合は「名称未設定」のままとし、「原材料商品名」を記入してください。 3) 複合原材料の入力については、「複合原材料名の入力」を参照してください。	
5	(添加物) 商品名		1) 使用する添加物の商品名または製品名を、当該品の規格書等で確認して入力してください。 物質名で選択肢がない場合は添加物商品名へ直接入力してください。	

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
6	(添加物) 物質名	AA	1) 入力基準の添加物物質名の「選択の方法」を参照して選択してください。 2) 物質名選択から選択して入力してください。 3) 以下の物質が包材・一括表示に表示されている場合、選択画面ボタンより物質名・用途名を入力してください。 ①物質名のみの表示の場合 ②物質名、用途名が併記されている場合 ③簡略名(ステビア、カンゾウ等)や類別名(カロチノイド、フラボノイド、セルロース等)の表示がある場合 4) 以下の場合は、別紙参考資料をご参考ください。 ①一括名(調味料、乳化剤、酸味料等)の表示がある場合 ②包材表示にない、添加物製剤から作成していただく場合 ③表示免除の添加物(キャリアオーバー・加工助剤等)の場合	①商品に表示されている食品添加物を確認し、表示されている食品添加物が『原材料リスト』の中で一致することを確認する。「キャリアオーバー」「加工助剤」は確認しない。 ※「臭素酸カリウム」については加工助剤として使用の有無を確認する。 ②商品に表示されている食品添加物で、「コープデリ・コープ きんき・コープ北陸・東海コープ・コープCSネット食品添加物 生協自主基準・管理一覧」の対象となっているかを確認する。 ③一括表示に「増粘多糖類」とある場合、2種類以上の多糖類が使用されていることを確認する。また、一括表示に「調味料(アミノ酸等)」とある場合、アミノ酸、核酸、有機酸及び無機塩の内2種類以上が使用されていることを確認する。 ④コープきんきの場合は、使用制限添加物がある場合は、専用画面の「使用制限添加物」使用目的が選択されていることを確認する。
7	(添加物) 用途名	AA	1) 製品(添加物)規格書などに書かれた用途名を選択してください。 2) 包材に「一括名」や、「物質名と併記した用途名」が表示されている場合は、その用途名を必ず選択してください。 例:表示『ゲル化剤(キサンタン)』の場合 ⇒入力 キサンタンガム【ゲル化剤】を選択。	①商品に表示されている食品添加物を確認し、表示されている用途名が『原材料リスト』の中で選択されている用途名と一致することを確認する。
8	(添加物) 製剤フラグ		1) 添加物製剤とは・・・複数の添加物を加工してできた添加物のこと(例:調味料製剤など) 2) 添加物製剤の場合、製剤フラグに、レ点チェック☑を入れ、「物質名」に添加物製剤名を入力してください。 ※この場合、下位層には、必ず製剤を構成している添加物、原材料等を記入してください。	
9	(添加物) 表示免除区分	A	1) 表示免除となる添加物や、添加物製剤中の食品素材(原材料)について選択してください。 2) 以下のいずれかを選択すると、「一括表示原材料名に表示しない」に、チェックが自動で入ります。 ①キャリアオーバー＝食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、且つ当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には、当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものを言います。 ②加工助剤＝食品の加工の際に添加されるものであって、次のいずれかに該当するものを言います。 ア) 当該食品の完成前に除去されるもの イ) 当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、且つその成分の量を明らかに増加させるものでないもの ウ) 当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないもの ③栄養強化剤＝栄養強化の目的で使用されることが考えられる添加物＝「強化剤」です。 但し、栄養強化の目的が考えられる添加物であっても、栄養強化以外の目的で使用する場合は、物質名を表示しなければなりません。	①正しく選択されていることを確認する。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
10	(共通) 一括表示記載名	B	1)原材料の場合 ①一括表示で原材料名として表示されている場合に、どのような表記になっているのか、表示されている通りに入力してください。 例) 原材料一般名で「じゃがいも」を選択、一括表示原材料名には「馬鈴薯」で記載。その場合は一括表示記載名に「馬鈴薯」と入力する ②一括表示に原材料名として表示しない場合は入力不要です。同様に複合原材料を構成する原材料で、包材・原材料名に表示されていない場合も入力不要です。 2)添加物の場合 ①一括表示で「物質名表示」「用途名併記」「一括名表示」の場合に表示されているとおりに入力してください。 ②一括名(酸味料など)で表示されている場合は以下の方法で入力してください。 ア) 階層ツリー作成時に一括名から作成した場合、一括表示記載名にその一括名を入力してください。 イ) 一括名を構成する物質名から作成した場合、構成する個々の物質にその一括名を入力してください。 (3)その他遺伝子組換えや原料原産地、割合なども表示されている場合は、それらも全て入力してください。 例) 大豆(遺伝子組換えでない) 牛肉(北海道産30%)	
11	(共通) 「一括表示記載名」に表示しない	B	①作成した原材料または添加物が、商品の「一括表示原材料名」に表示が無い場合にレ点チェック☑をいれてください。 ②なお添加物の場合、キャリーオーバー、加工助剤、栄養強化剤にレ点チェック☑をすると、チェックが自動で入ります。	
12	(共通) 理由	B	1)原材料または添加物を、商品の「一括表示原材料名」に表示しない場合、その理由を入力してください。 ①添加物の場合、キャリーオーバー、加工助剤、栄養強化剤 以外に表示しない理由がある場合、入力をお願いします。 ②一括名(調味料(アミノ酸等)、乳化剤 等)で表示している場合、物質名での表示をしていますが、表示はあるのでチェックせず、一括表示されている名称を「一括表示記載名」に入力してください。 ③記載例 ア) 原材料「水」＝「加工後、蒸発してしまう為、表示無し」 イ) 「表示対象量以下のため」 ウ) 「しょうゆ」の下の原材料(大豆、食塩など)の場合、「『しょうゆ』として一括表示」等と入力してください。	

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
13	(共通) 国名(原産国)	A	国名が包材に表示されている場合、または、商品特徴に入力されている場合、選択入力してください。 ※「限定」のレ点チェックがない場合、「原産国が限定されない」と判断しますので、「アメリカ他」など、「他、等」の入力は不要です。 ※ 国名(原産国)欄が未入力の場合、「原産国が特定されない」と判断します。 ※ 半製品や複合原材料の製造地や加工地等が包材表示あるいは商品特徴に記載がある場合、その製造・加工が分かるように選択してください。 例: ベルギー産チョコレート使用の場合は、国名に「ベルギー」を選択し、限定して下さい。 国産蒟蒻の場合は、国名に「日本(国産)」を選択し、限定して下さい。 など	《原料原産地表示の場合》 1) 国別重量順位を原則とした表示の場合 ① 産地名が明示されている場合、原産国/原産地欄に産地入力と限定☑があることを確認する。 ② 産地名が明示されていて、3か国目以降を「その他」と括った場合の「その他」の扱い。 ・一括表示「原材料名」の記載と違いがない場合はそのまま承認する。 2) 国別重量順位での表示でない場合 ① 産地名が明示されていて、「又は表示」がある場合、原産国/原産地欄に産地入力と限定☑があることを確認する。 ② 「大括り表示」、「大括り表示」+「又は表示」の場合 ・一括表示「原材料名」の記載と違いがない場合はそのまま承認する。 3) 製造地表示の場合 ① 階層が分解されて入力してあることを確認する。 ・一括表示「原材料名」の記載と違いがなく、製造地が判ればよしとする。 4) 特色ある原材料の場合 ・これまで通り国名や地域名、製造地入力と限定☑があることを確認する。 5) 基本情報の商品特徴に、国名や地域名、製造地の記載がある場合は「国名/地域名/製造地」の入力内容と一致することを確認する。
14	(共通) 地域名(原産地)	A	地域名(国名以外のこと)が包材に表示されている場合、または、商品特徴に入力されている場合、選択入力してください。 例: 包材に「北海道羅臼産昆布」と表示されている場合、「北海道」を選択後、「羅臼」までを入力してください	NO13を参照して下さい。
15	(共通) 製造地	A	原料原産地表示の「製造地表示」や特色ある原材料の「特定の製造地のもの」について、表示されている製造地を入力してください。	① 製造地が包材に表示されている場合、表示された製造地が選択されていることを確認する。 ② 「特色のある原材料」として「製造地」を表示している場合は、表示された製造地と一致することを確認する。 ③ 基本情報の商品特徴に、製造地の記載がある場合は「製造地」の入力内容と一致することを確認する。 《原料原産地表示の場合》 NO13を参照して下さい。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
16	(共通) 国名(原産国)限定	A	(1)包材の原料原産地表示について 1)国別重量順で表示されている場合 ①産地名が表示されている場合は、「限定」にチェックを入れてください。 ②産地名が表示され、3か国目以降を「その他」と括弧について、国名が限定できる場合は、「限定」にチェックを入れて下さい。 2)国別重量順での表示が困難な場合(又は表示、大括り表示) ①「又は表示」の場合は、原則、「限定」にチェックを入れてください。 ②「大括り表示」、「大括り表示」+「又は表示」で、国名が限定できる場合は、「限定」にチェックを入れて下さい。 3か国目以降を「他」「等」などで限定できない場合は、「限定」にチェックは入れないでください。 (2)特色ある原材料の「特定の原産地のもの」として包材に国名が表示されている場合は、「限定」にチェックを入れてください。 (3)商品特徴に任意で国名が記載された場合については、「限定」にチェックを入れてください。	NO13を参照して下さい。
17	地域名(原産地)限定	A	地域名(国名以外のこと)まで限定されている場合は、選択して下さい。	NO13を参照して下さい。
18	製造地名(製造地)限定	A	製造地名まで限定されている場合は、選択して下さい。	①製造地が包材に表示されている場合、表示された製造地が限定されているものは、限定☑されていることを確認する。 ②「特色のある原材料」として「製造地」を表示している場合は、製造地の限定☑がされていることを確認する。 ③基本情報の商品特徴に、製造地の記載がある場合は「製造地」の限定☑がされていることを確認する。 《原料原産地表示の場合》 NO13を参照して下さい。
19	(原材料) 原産国/原産地 表示の有無	A	原材料の「原産国」または「原料原産地名」が、一括表示枠内又は一括表示外で記載している場合に「有」を選択して下さい。 ※製法、ブランドを表現するものは選択しないでください。 ① 製法＝信州みそ、信州そば、吉野葛、宇治茶など ② ブランド＝赤穂の天塩、瀬戸のほんじお など	①包材に原材料の「原産国」または「原産地」または「製造地」が表示されている場合、「表示の有無」が正しく選択されていることを確認する。
20	原産国/原産地表示の表示場所	A	1)「原産国/原産地表示の有無」で「有」を選択した場合に、表示場所の選択をしてください。 2)一括表示内・外の両方に表示がある場合は、「一括表示内」を優先的に選択して下さい。	①表示されている場所が正しく選択されているかを確認する。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
21	アレルギー物質の有無	AA	アレルギー物質選択ボタンから、アレルギー物質について「表示する」もの(表示ありを選択)と「表示しない」もの(表示なしを選択)を区別して選択して下さい。また選択後に解除を行うことも可能です。 【対象アレルギー物質】 特定原材料(省令で定められたもの)：小麦／そば／卵／乳／落花生／えび／かに 特定原材料に準ずるもの(通知で定められたもの)：アーモンド／あわび／いか／いくら／オレンジ／カシューナッツ／キウイフルーツ／牛肉／くるみ／ごま／さけ／さば／ゼラチン／大豆／鶏肉／バナナ／豚肉／まつたけ／もも／やまいも／りんご 1. 表示あり 原材料ごとに以下のように入力してください。 ①「〇〇を含む」と表示がある場合や、原材料名が代替表記もしくは拡大表記になっている場合は、「表示あり」を選択してください。 ② 一括表示の最後に「一部に〇〇・××・●●を含む」として表示されている場合や、原材料欄、添加物欄の単位でまとめて表示されている場合は、「表示あり」を選択して下さい。 2. 表示なし 包材の原材料名(枠内)に表示されていないもので、アレルゲンとして商品に含まれている場合に選択してください。 《参考資料 >原材料リスト >入力ポイント >アレルギー物質:表示なしの場合 参照》 3. 未選択 アレルギー物質の義務、推奨表示対象物質で、抽出などの方法でアレルゲン蛋白質が残存していないことを確認できる場合は、「表示あり」「表示なし」のどちらも選択せず、「アレルギー表示補足」にその理由を明記してください。 またメーカー見解等により、表示に関するルール等で選択されない場合も同様に理由を明記してください。 《参考資料 >原材料リスト >入力ポイント >アレルギー物質:未選択の場合 参照》 【注意】魚介類については、「たん白加水分解物(魚介類)」、「魚醤(魚介類)」、「魚醤パウダー(魚介類)」、「魚肉すり身(魚介類)」、「魚油(魚介類)」、「魚介エキス(魚介類)」の場合のみになります。	①商品の「一括表示」内アレルギー物質表示と、『原材料リスト』の内容が一致することを確認する。 ②『原材料リスト』の各物質を確認し、「一括表示:原材料名」のアレルギー表示での漏れがないか確認し、その内容が一致していることを確認する。 なお、原材料リスト確認の中で、アレルギー物質が表示に反映されていれば、個々の選択方法についてまでは修正要請しない。 ③「アレルギー表示なし」の場合は、選択された内容と表示が正しいことを確認する。 ④魚介類については、包材表記に「魚介類」の文字がある場合に選択してください。なお魚介類の例外表記が認められているのは、「たん白加水分解物(魚介類)」、「魚醤(魚介類)」、「魚醤パウダー(魚介類)」、「魚肉すり身(魚介類)」、「魚油(魚介類)」、「魚介エキス(魚介類)」の場合のみです。
22	アレルギー表示補足	AA	1) 上記のアレルギー物質未選択の場合、その理由を明記してください。 ※「備考(等級・規格など)」欄に記載している場合は入力不要です。 例) ア)微量(数μg/g以下)であるため。 イ)蒸留や高度精製のため残留していないため。 ウ)アレルゲンを除去した原料(大豆油や豚脂)使用のため。 エ)お酒の場合は「お酒のため」 などと入力してください。	①商品の中に特定原材料等が含まれているものの、含有アレルギー物質の選択がない場合、その理由がわかりやすく記載されていることを確認する。
23	基原原料	A	1) 原材料・添加物に含まれる「アレルギー物質」「遺伝子組換え農作物」について入力してください。 例) 原材料の場合・・・醤油の基原原料は「小麦、大豆」、コーンスターチの基原原料は「とうもろこし」など。 添加物の場合・・・トコフェロールの基原原料は「大豆」、酒精の基原原料は「とうもろこし」など。	①目的は「アレルギー表示」や「遺伝子組み換え表示」の義務表示対象の漏れの確認なので、対象となる場合のみ基原原料が記載されていることを確認する。 ②特に、アレルギー表示については、「しょうゆの小麦」や「チョコレートの乳」などこの間の入力漏れの事例を想定して確認する。 ③原材料の詳細が社外秘のため加工原材料が分解入力されていない場合、最低限、基原原料が記載されていることを確認する。 なお香料で「香料物質名非開示」の時、アレルゲンについては現在の特定原材料由来の食品添加物に香料はないことから基原原料は求めない。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
24	遺伝子組換え区分	A	1) 遺伝子組換え対象となる農産物(9作物)について、区分を選択してください。 【対象作物】大豆(枝豆、大豆もやしを含む)／とうもろこし／ばれいしょ／なたね／綿実／アルファルファ／てんさい／パパイヤ／からしな 2) 対象となる加工食品33食品群は、使用量の重い方から順に並べて3位以内で、かつ、原材料の重さに占める割合が5%以上の場合は表示対象になります。対象の漏れがないように選択してください。 例) フリーズドライ味噌汁の「味噌」も対象です。 (「味噌」が配合比上位3位以内、5%以上の場合) 3) 以上に該当しない原材料や複合原材料については、対象外ですので、空白または対象外としてください。 4) 任意表示(遺伝子組換えでない、など)と表示された原材料及びその基原原料(農産物)についても選択してください。	①遺伝子組み換え表示の対象となる食品は、農産物9作物と加工食品33食品群に該当することを確認する。 ②表示対象は加工食品の主原料の場合、義務表示が正しくされていることと、原材料リストの記載と一致することを確認する。主原料でない場合、任意の表示については表示内容と原材料リストの記載との一致のみでよい。 ③商品に表示されている「遺伝子組み換え」作物に関する用語(義務及び推奨)が、選択区分と一致することを確認する。
25	メーカー名	A	1) メーカー名が限定されている時は入力してください。 2) 包材に「契約農家」と表示がある場合、もしくは基本情報画面の商品特徴に契約農家についての入力されている場合は、該当原材料のメーカー名に「契約農家」または「その名称」を入力してください。	①メーカー名が限定されている時のみ確認する。
26	メーカー名限定	A	1) 包材に「契約農家」と表示がある場合、もしくは基本情報画面の商品特徴に契約農家についての入力されている場合は限定☑を入れてください。 2) この場合メーカー名に「契約農家」または「その名称」を入力してください。	同上
27	製品に対する配合率(%)	A	1) 配合率を開示できる場合、製品全体を100%となるように入力してください。 2) 配合割合の表示義務に関するもの、包材に配合割合の表示がある場合は入力してください。 ①個別の品質表示基準があるものや地方自治体条例で表示義務として規定された配合割合(乾めん、即席めん類の使用原料粉、調理冷凍食品の原材料配合割合など)がある場合 ②なお上記の場合でも、その配合率を入力しない場合は、「備考(等級・規格など)」欄に「法律等に基づいていることを確認しています」と入力してください。 3) 配合率を明かせない場合、1つ目に作成した原材料(部材)の「備考(等級・規格など)」へ「配合率は社外秘」と入力してください。	①個別の品質表示基準がある商品群で、配合割合の規定がある場合、その配合率が入力されていることを確認する。 ②包材に配合割合の表示がある場合は、その配合率が入力されていることを確認する。
28	上位階層の原料に対する配合率(%)		1) 上位階層の原料に対する配合率(%)を入力してください。	
29	備考(等級・規格など)		1) 原材料に関する情報でこの画面で入力できない情報(等級、規格、作物の品種、水産物の養殖・天然など)を入力してください。 2) 該当する原材料または添加物について、社外秘に関する代替の情報を入力してください。 (詳細は各項目に記載)	

4. 包材表示

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
	—		1) 「包材表示」の画像を参照に入力して下さい。 2) 「包材表示」は、「画像・一括表示」「栄養成分包材表示」「マーク・表示」の3区分がありますので、各項目の入力をしてください。	

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
1	包材画像1 包材画像2 包材画像3	A	1) 入力基準の「包材画像・商品画像」の添付画像の説明を参照して画像を添付してください。 2) 「包材画像」には、「包材画像で確認する内容」に沿って、「一括表示」「産地・アレルギー情報」「商品特徴・使用方法」「栄養成分表示」「JANコード」「容器リサイクルマーク」など包材のすべての内容がわかる画像を添付してください。なお画像は文字が読み取れるような画像を添付してください。 ①「包材画像1」には、原則として一括表示が記載されている面の画像を添付してください。 ②「包材画像2、3」には、その他の画像を添付して下さい。なお添付画像が多くなる場合はエクセルなどに添付し、添付書類画面の添付書類欄も活用して貼付してください。 ③情報が確定している場合は、仮画像または版下等でもOKです。なお初回送信時に未確定の場合でも、最終には正しい画像に貼り替えてください。 ④リニューアル等で旧包材から新包材に変わる場合は、「更新(リニューアル)した仕様書」を作成し、必ず新包材の画像を添付してください。 3) ギフト等、箱単位の商品で、箱に一括表示がない場合は、包材画像や『添付欄』に個包装の画像を添付してください。 4) 「商品画像」「包材画像」のそれぞれの画像があって、画像添付枠に余裕があれば、異なる画像が『商品画像・包材画像2、3』にあっても可とします。 5) アソート品(詰合せ品)の場合は、入力ルールに沿って添付してください。	1) 包材画像が、「包材画像」欄に添付され、表示内容が読み取れる画像であることを確認する。読み取れない場合は修正要請する。 ①『包材画像』では、「一括表示」「産地・アレルギー情報」「商品特徴・使用方法」「栄養成分表示」「JANコード」「容器リサイクルマーク」等を確認する。なお「消費・賞味期限表示」が『枠外記載』等の時は、記載場所を明確にすることが食品表示法では明確に求められており記載場所を明確にするように要請する。 ②画質が不十分で判別できない場合も修正要請する。 2) 「商品画像」「包材画像」のそれぞれの画像があって、画像添付枠に余裕があれば、異なる画像が『商品画像・包材画像2、3』にあってもよしとするので、添付位置が異なっても修正要請しない。また多数の場合はエクセル等に貼り付け『添付欄』に添付されているのでその内容も確認し、全体として必要な画像があればよしとする。
2	商品画像 商品画像2 商品画像3	A	1) 入力基準の「包材画像・商品画像」の添付画像の説明を参照して画像を添付してください。 2) 「商品画像」は、お届けする商品や、販売する商品の実画像が原則です。内容が読み取れる画像を添付してください。 ①「商品画像1」には、原則「ピース」での画像を添付してください。 ②「ケース販売」が想定される場合は、「商品画像2」に「ケース」の画像を添付してください。 ③CG画像、版下画像でもOKです。 3) 特徴的な商品の商品画像 ①ギフト品、詰合せ品(アソート品)の場合は、形状が箱のものは、箱の表面(包材なし)の画像、又はケースの中に商品が入っている状態の画像を添付する。箱と中身の複合画像でもOKです。 ②おせち、クリスマスケーキなど、実画像が遅れるものはイメージ商品画像でもOKです。 4) 「商品画像」「包材画像」のそれぞれの画像があって、画像添付枠に余裕があれば、異なる画像が『商品画像・包材画像2、3』にあっても可とします。なお多数の場合はエクセル等に貼り付け『添付欄』に添付してください。 5) キャンペーンなどの商品画像については、添付欄に添付してください。	1) 「商品画像」は、お届けする商品や、販売する商品の実画像が添付されていることを確認する。※CG画像、版下画像でもよしとする。 ①「商品画像1」には、原則「ピース販売」の画像 ②「商品画像2・3」には、「パック」や「ボール」、「ケース」の画像 なお多数の場合はエクセル等に貼り付け『添付書類』タブに添付してください。 2) 「商品画像」「包材画像」のそれぞれの画像があって、画像添付枠に余裕があれば、異なる画像が『包材画像・商品画像2、3』にあっても可とする。
3	包材画像1(画像なし、未確定)	A	1) 「魚の丸物」や「果物単品」等、包材がない場合、チェックを付けてください。必須が解除されます。 2) 包材画像を改めて添付してください。	①画像なし、画像未確定の場合は再度画像を添付するように要請する。
4	商品画像1(未確定)	A	1) 包材が確定していない場合は、未確定にチェックしてください。画像を添付しなくてもデータを送ることが可能になります。 2) 包材が出来上がり次第、未確定のチェックを外し、再添付したデータを再提出してください。	①画像未確定の場合は再度画像を添付するように要請する。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
5	一括表示	AA	1) 各一括表示事項名の説明は、別紙一括表示事項一覧をご確認ください。 2) 一括表示入力の方法に沿って入力してください。 3) 2015年4月の「食品表示法」の施行で、事項名「原材料名」と「食品添加物」を分けて表示することもできるようになりました。 ①事項名を分けて表示している場合は分けて入力してください。 ②「原材料名」欄に「原材料」と「食品添加物」を明確に区分して表示している場合は、表示のとおりに入力してください。 4) 事項名(製造者、販売者)を設けない食品関連事業者の入力については、事項名に「-」を入れ、表示されている会社名等を入力してください。	①包材画像と「一括表示内容」の文字情報内容が一致していることを確認する。 「、」と「,」の違いは認めます。 ②アソート品(詰合せ品)の場合、「2」～「10」に入力する基準があるが、外箱にセット品全ての一括表示が網羅されている場合は、「1」のみに外箱表示でもよしとする。なお外箱と個包装の内容が一致するかは確認し、間違いがあれば修正要請する。
6	(栄養成分表示)成分値未確定	A	1) 包材表示に栄養成分を表示する予定だが、成分値が確定していない場合にチェックしてください。 ①チェックをした場合、以下の必須設定が解除されます。 ア)栄養成分表示(の有無)	

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
9	その他栄養成分値	A	1) 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム、食塩相当量の他に栄養表示がされている場合、「その他栄養成分」に入力してください。 ※過去、この欄で「食塩相当量」があるものは、栄養成分表示に重複してデータが保持されます。 2) 食品表示基準に規定する栄養成分項目の推奨表示、任意表示項目について表示がある場合は、全て入力してください。 【推奨表示】 飽和脂肪酸、食物繊維(義務表示ではないが、積極的に表示を推進するよう努めなければならない成分) 【任意表示】 n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、糖質、糖類、ミネラル系(ナトリウムを除く)、ビタミン類(義務表示及び、推奨表示対象成分以外の表示対象となる成分) 3) 炭水化物を、「糖質」及び「食物繊維」に分けて表示している場合は、こちらに「糖質」、「食物繊維」の情報を入力してください。 4) 「その他栄養成分名」に選択肢がない場合は、直接入力し追加作成してください。 ポリフェノール、カテキン、オリゴ糖など	①その他の成分値が表示されている場合、「その他栄養成分名」欄に入力されている数値と一致することを確認する。
10	包装への識別・認証マーク記載	A	1) 包材に表示されているマークは、「マーク選択」をクリックし、その入力画面から選択してください。 ①「法律で包装容器に表示が義務付けられているもの」から、表示されているマークを選択してください。選択すると、認定機関・推奨団体等も自動的に入力されます。 ②「第三者機関、団体等」のマークも、表示されているマークを選択してください。選択すると認定機関・推奨団体等も自動的に入力されます。	①商品・包材画像に表示されている識別・認証マークが選択されていることを確認する。 ②生協では「容器包装関係リサイクルマーク」「特定保健用食品(トクホ)マーク」「有機JASマーク」の義務的要求事項を確認する。
11	遺伝子組み換え表示の有無	A	1) 遺伝子組換えに関する表示「遺伝子組換えでない」や「遺伝子組換え不分別」がある場合、「有」を選択してください。	①遺伝子組み換え表示がある場合、正しく選択されているかを確認する。
12	原料原産地表示の有無		「原料原産地表示対象商品」で、包材の一括表示内もしくは一括表示枠外に「原料原産地表示」がある場合は、「有」を選択して入力してください。	
13	米トレサ法対象区分	A	1) 米トレーサビリティ表示対象商品であるか確認し、対象であれば「対象」を選択し、対象でない場合は「対象でない」を選択してください。 2) 対象となったときは、その「産地情報伝達方法(「包材に産地名を表示」「その他」)」の選択をお願いします。 3) 現在の「米トレサ法」の対象商品は ①米穀:もみ、玄米、精米、碎米 ②主要食糧に該当するもの:米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品(もち粉調製品を含む)、米菓生地、米こうじ等 ③米飯類: 各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯類等の米飯類(いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。) ④米加工食品:もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん(2015年10月現在)	①米トレーサビリティ表示対象商品であるか確認し、対象であれば一括表示及び枠外での「産地表示」の確認と、「米トレサ法対象区分」と一致するかを確認する。 ②「対象でないもの」を自主的に「対象」としている時は、「対象外」であることを説明し修正要請する。 ※理由は販売する事業者も法に沿って情報を伝達する責任があり、間違い情報は適切でないため。
14	アレルギー物質コンタミ表示の有無	A	1) 包材表示に「アレルギーコンタミ」に関する表示がある場合は「有」を選択してください。「無」の場合は選択する必要はありません。 2) 「有」を選択すると、次の「強調注意喚起に関する表示」の事項名に「アレルギー物質コンタミに関する注意喚起情報」が自動で表示されます。 表示内容を入力してください。	①輸入食品で「ナッツ」をアレルギーコンタミ表示と記載する例がありますが、日本の法律に基づく表示を要請します。 なお変更要請した上で、そのままの時はその情報を共有する。 ※例) (EUのナッツの定義は、ピーナッツを除く、アーモンド、ヘーゼルナッツ、ウォルナッツ、カシューナッツ、ピーカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカデミアナッツ)です。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
15	強調・注意喚起に関する表示	A	1) 次のような内容が包材に表示されている場合は、表示種別名から選択して内容を入力してください。 ①「アレルギー物質コンタミに関する注意喚起情報」は「アレルギーコンタミ表示」として、包材に表示されている場合にそのまま記載してください。 ②栄養成分表示の強調(カルシウムたっぷり、糖質50%オフなど)は「強調」を選択し、内容を入力する。 ③食品添加物に関する表示(保存料不使用等)は「強調」を選択し、内容を入力する。 ④「機能性表示食品」は、表示種別を「機能性表示食品」とし、「表示内容」に法令で定められている「届出番号」と「届出表示」を入力してください。 ⑤「栄養機能食品」は、同様に「栄養機能食品」とし、「対象栄養成分名」を入力して下さい。 ⑥「指定医薬部外品」は、同様に「指定医薬部外品」としてください。「表示内容」は入力しないでください。 2) 注意 ①訴求情報など、包材に表示されていない文言については入力しないでください。 ②基本情報画面の「召し上がり方・利用方法」、「家庭での使用・保管・廃棄上の注意」に入力された分で重複した内容は入力する必要はありません。	1) 生協では以下の場合に、包材表示に記載されている表示を確認する。 「アレルギー物質コンタミに関する注意喚起表示」 「栄養成分強調表示」 「食品添加物に関する強調表示」 2) 「機能性表示食品」については、商品・包材画像を確認し、「機能性表示食品」の選択がされ、「届出番号」「届出表示」が入力がされていることを確認する。 3) 「栄養機能食品」は、商品・包材画像を確認し、「栄養機能食品」が選択され、「対象栄養成分名」が入力されていることを確認する。その上で対象となる栄養素名と栄養成分値の基準が一致することを確認する。 4) 「指定医薬部外品」は、商品・包材画像を確認し「指定医薬部外品」が選択されていることを確認する。

5. 製造品質

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
	—		1) 製造・品質画面では ①「品質規格」には、「品質規格と管理基準」「包材管理」「アレルギー物質コンタミ」「品質保持剤・ガス置換」の画面があります。 ②「成分規格」には、「栄養成分」の画面があります。 2) 生協では「品質規格」のみ入力を求めます。関連する事項があれば入力して下さい。	
1	(品質規格と管理基準) 自社検査室の有無	A	1) 自社検査室の有無を選択してください。	①有無を確認する。
2	(品質規格と管理基準) 区分	A	1) 検査対象とする分野(微生物・理化学等)を選択してください。製造中もしくは製造後に品質に関わる製品検査をしている場合、入力してください。 2) 「区分」を選択することで「検査項目」の選択肢が変わります。 3) 選択したい区分がない場合は、直接入力が可能です。 (例:「内容量」など。その場合は検査項目も直接入力になります)	①「有」の場合、検査項目として入力があることを確認する。
3	(品質規格と管理基準) 検査項目	A	1) 実際に検査をしている項目を選択し、その基準を入力してください。	同上
4	(包材材質) 包材材質確認 「部材名」「材質／規格」	A	1) 「部位名」は 包材の各部位ごとに入力してください。 2) 「材質／規格」は 紙・ダンボール以外は基本的に記号での入力をお願いします。 3) 同じ部位に複数の材質を利用している場合は「部位名」の複数行に同じ部位を選択して「材質記号及び規格」にそれぞれ入力するか、もしくは「材質／規格」に複数の材質名をスラッシュ(/)で分けて入力してください。 【注意】 ①入力していただく単位は、基本情報画面の「規格」欄に入力された状態です。 (納品時に使用しているダンボール等は入力していただく必要はありません) ②プラスチックは総称ですのでJIS規格の合成樹脂略語に基づき、PPやPAなど正式な材質記号を入力してください。 ③「材質／規格」には禁句キーワードが設定されています。塩ビ系の入力があった場合、ポップアップが表示されます。 ④竹串、ストローなど調理器物については選択する必要はありません。	①包材の材質を確認する。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
5	(包材材質) 包材材質確認 「重量」	A	1)「重量」は 各部位ごとの重量を入力してください。	①包材の重量が入力されていることを確認する。
6	(アレルギー物質コンタミ) アレルギー物質コンタミの可能性	A	①アレルギー物質のコンタミネーションに関する可能性の有無を選択してください。 ②コンタミネーションとは／対象製品以外の製造や原料調達により、アレルギー物質の成分が微量に含まれること。原則として数ppm以下で、発症するレベルでは無い状況。	①コンタミの選択が行われていることを確認する。
7	(アレルギー物質コンタミ) アレルギー物質コンタミネーションの 管理	A	1)コンタミネーションに該当する物質がある場合、そのアレルギー物質を選択してください。 (複数選択可) 2)アレルギー物質コンタミの可能性「有」の場合は、 ①「アレルギー物質」選択、 ②「注意喚起表示の有」を選択してください。 3)商品には表示していないが、アレルギー物質コンタミの可能性「有」を選択した場合、表示無しの根拠が必須となります。 ①「アレルギー物質」選択、 ②「注意喚起表示の無」を選択、 ③「表示無しの場合の根拠」を入力してください。 4)アソート(詰合せ)品の場合、各々の商品に1品でも記載がある場合は、 入力基準の「ギフト・アソート」の入力例を参照に記載してください。「備考」の欄 に関連する単品名を記載してください。	①アレルギー物質コンタミの可能性「有」の場合、選択された コンタミ対象物質の工程管理が実施されていることを確認 する。 ②「ギフト・アソート品」で入力基準の方法以外の方法で記載が ある場合もそのまま承認する。
8	(品質保持剤・ガス置換) 品質保持剤(封入の有無)	A	1)封入の有無を選択してください。 2)封入「有」の場合は、「種類」「名称」を入力してください。	①封入されている場合は、その有無と種類の名称が記載されて いることを確認する。

6. 製造工程

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
	—		1)HACCPの制度化は、2021年6月以降は義務化され完全施行されます。 製造工程のトップ画面の「HACCP手法による製造工程管理」に、工場で実施 しているHACCPの管理帳票から「工程名」「危害分析」「管理方法」「管理基準」 「検証方法」「記録文章」などを記載すると、「製造工程図」の「HACCP手法による 製造工程管理画面の工程名を反映」ボタンを押すと工程図にそのまま反映され ます。活用お願いします。 2)「製造工程全般」の「製造工程図」から入力する場合は、製造工程図を入力し、 「金属探知器」「ウェイトチェッカー」の管理内容も入力してください。	
1	(製造工程全般) 製造工程図	A	1)フリー入力する場合は、原料や半製品の納品から出荷までの流れを、 わかりやすく記載し、→で繋いでください。その上で留意点や重要な管理点は 管理基準を記入してください。 2)別にエクセル等で作成した製造工程図があれば、そのデータを添付いただくと 入力はありません。 3)製造工程図テキスト入力時のポイント ①異物検出方法(金属探知器、X線、メッシュ、ストレーナー含む)と ウェイトチェッカー(WC)の設置箇所が確認できるように入力してください。 ②重量確認でウェイトチェッカーでなく、都度計測しているなどの場合は、工程図 の中にその箇所と管理基準を記入ください。(商品の内容量確認のための非常 に重要です) ③部材ごとやアソート構成されている場合、個々の製造工程を入力して、関連性 がわかるように記入してください。(※主に自社の商品で内容がわかる場合です。) ④他社仕入れにより入力できない場合は、原材料リスト画面でメーカー名欄を入力 してください。 例:即席そば・・・めんは自社で、スープ、かやくは別会社製造などのような場合	1)製造工程図は必須なので、必ず提出を呼びかける。 2)フリー入力する場合は、原料・半製品納品から出荷までの 流れを確認する。 3)別にエクセル等で作成した製造工程図があれば、そのデー タを確認する。 4)点検のポイント ①異物検出方法(金属探知器、X線、メッシュ、ストレーナー 含む)とウェイトチェッカー(WC)の設置箇所を確認する。 ②重量確認でウェイトチェッカーでなく、都度計測している などの場合は、工程図の中にその箇所と管理基準を記入 してください。 ③「手延べ」「石臼引き」などの特色ある場合はその箇所を 確認する。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
2	(製造工程全般)金属探知器	A	1) 金属探知器を使用している場合は「有」を選択、使用していない場合は「無」を選択してください。 ①「有」を選択すると「Fe」と「Sus」が必須に変動しますので入力してください。 ②金属探知器が工程中に一箇所の場合はその値を入力してください。なお工程中に複数回使用している場合は、最終個包装時点の値を入力ください。(工程中の仮包装段階で検査するが、最終の包装で金属探知器が使用できない場合などは仮個包装段階の管理レベルを記載し、備考欄に「工程の仮個包装段階で検査しています」と記載ください。) ③セット品で、個別個包装については、代表的な個包装段階での金属探知管理レベルを記載し、備考欄に「個々の製品段階で金属探知をしています」と記載ください。 2) その他注意点 ①X線の値は入力せず、X線異物検出器に入力してください。 ②「Fe」と「Sus」のどちらかの設定値が無い場合は、「Feのみ」「Susのみ」を選択し、数値を入力してください。 ③商品設計の都合などで設定値が未確定の場合は「未確定」を選択し、最終確定した段階で適正な値を入力して下さい。	①金属探知器の「有無」は商品製造工程管理上重要なので、使用の「有無」を確認する。 ②『製造工程』の「製造工程図」で「最終の個包装段階(アルミ蒸着包装の場合は包装前段階)」での金属異物の管理内容と一致することを確認する。 ③「金属探知器」の記載と金属探知器の管理レベルは、 ア)「製造工程図」の個包装段階の管理レベルと一致することを確認する。 イ)「金属探知器」が一箇所の場合は、「金属探知器」の管理レベルの記載のみでよしとする。(製造工程図に管理レベルを記載しなくてもよい) ④ギフトなどセット物の場合は「セットアップ工程」での管理となるので、その段階での管理内容の記載を要求し内容と一致することを確認する。
3	(製造工程全般)ウェイトチェッカー	A	1) ウェイトチェッカーを使用している場合は「有」を、使用していない場合は「無」を、設定がしているが下限値のみのときは「有 下限のみ」を選択し、設計中で「未確定」の場合は「未確定」を選択して下さい。 2) ウェイトチェッカーの使用状況を入力してください。 ①当該項目の選択値によって、範囲(g)の上限、下限が必須項目になりますので、入力して下さい。 ②使用している場合は、ピースでの値を入力してください。 ③ピースでの検査でなく、ケースで計測している場合は「有」とし、備考欄に「出荷前にケースで行っています」等と入力してください。 3) 製造工程内で複数回の検査がある場合は、最終個包装(ピース)時点の値を入力してください。	①ウェイトチェッカーを使用している場合は「有」が選択されていることを確認する。 ②管理内容が正しく記載されていることを確認する。 ③重量確認の管理レベルは、「ピースのウェイトチェッカー」の管理レベルと一致するかを確認する。 ア)ピース以外の場合は備考を確認し、その管理レベルが一致することを確認する。 イ)ウェイトチェッカーはあるが、「管理数値非公開」があれば、そのまま承認する。
4	(製造工程全般)金属探知器の作動確認と頻度		①工程内での、作動確認の内容を入力してください。 ②工程中に複数回使用している場合は、最終の個包装での内容値を入力してください。 ③セット品の場合は、セットアップ時の内容値を記載して下さい。 例:「午前・午後とも作業開始時・2時間後・終了時に実施」など	
5	(製造工程全般)その他異物検出方法	B	①その他の異物検出工程(目視検査など)に該当するものがあれば入力してください。 ②製造工程で複数検出工程がある場合は、出荷直前の工程を入力してください。 ③製造工程図にもどの工程でその異物検出が行われているのかわかるように入力してください。	
6	(製造工程全般)包装前後の最終殺菌方法		①製造中に加熱による殺菌工程がある場合に入力してください。 例:レトルトパウチ食品、乳製品等	
7	(製造工程全般)最終殺菌後の冷却方法		①上記工程後の冷却工程がある場合に入力してください。(自然風乾も含む) 例:冷凍食品、パン等	
8	(製造工程全般)備考		工程に関する注釈がある場合、入力してください。	
9	(製造工程全般)エックス線異物検出器の有無および検出感知度	B	①エックス線異物検出器の有無を選択してください。 ②異物検出方法を入力した際、その詳細情報を入力してください。	

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
10	(製造工程全般)マグネットフィルターの有無およびガウス値	B	①マグネットフィルターの有無を選択してください。 ②異物検出方法を入力した際、その詳細情報を入力してください。	
11	(製造工程全般)ストレーナーの有無およびメッシュ値	B	①ストレーナーの有無を選択してください。 ②異物検出方法を入力した際、その詳細情報を入力してください。	

7. 確認・承認

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
	—		1)「仕様書作成者」は、仕様書の入力を行った人を指します。 2)「仕様書提出者」は、「標準確認入力」「各生協〇〇」の2画面があり、直接生協の送信する場合と、帳合者を通じて提出する場合で画面の使用方法が変わります。生協に提出する場合は「各生協〇〇」で、「仕様書提出者」を記入する必要があります。	
1	仕様書作成者	AとB	1)「仕様書作成者」は、仕様書入力を行った人の情報を入力してください。 ※帳合様が仕様書を代行作成された場合、代行作成された帳合様の氏名を入力してください。 2)《A》入力は「氏名」「会社名」「部署名」「電話番号」が必須入力です、必ず入力してください。 ①会社名は「株式会社」も入力してください。 3)《B》入力は「eMail」「FAX」は入力をお願いする項目です。入力をお願いします。	1) 入力がされていることを確認する。
2	標準確認入力・〇〇生協(業態)	A	1)このボタンを押すことで仕様書提出者の記入を制御できます。 2)対象の生協に直接提出する直取引先様の場合は、「〇〇生協(業態)」のみ記載し、「仕様書確認」「仕様書承認」にサインをしてください。 3)仕様書作成者様から、生協提出者様経由での提出する場合は、両方の画面を使います。 ①仕様書作成者様は「標準確認入力」を使い入力してください。 その上で「仕様書確認」「仕様書承認」のサインをしてください。 ②生協提出者様は「〇〇生協(業態)」を使って入力し、同様に「仕様書確認」「仕様書承認」のサインをしてください。	
3	仕様書提出者	AとB	1)「仕様書提出者」には「標準確認入力」「各生協〇〇」の2画面があり、直接生協の送信する場合と、帳合者を通じて提出する場合で画面の使用方法が変わります。それぞれの商品に応じて使い分けして下さい。 2)《A》入力「会社名」「担当者名」「電話番号」「eMail 1」は必須入力です、必ず入力してください。 ①会社名は「株式会社」も入力してください。 3)《B》入力は「担当部署」「住所」「FAX」他は入力をお願いする項目です。入力をお願いします。	1) 入力がされていることを確認する。
4	仕様書確認・仕様書承認	A	1)どちらも必ず「確認者名」「確認した『はい』」「確認日」を入力してください。 これが未記入の場合、提出先の生協でデータの登録ができません。	1) 入力がされていることを確認する。

	項目名	区分	入力基準書第11版	生協点検基準
--	-----	----	-----------	--------

※ 一括表示

商品区分	該当する分類があれば選択してください。酒類の場合、「酒類」を選択すると名称区分が必須から任意扱いとなります。 ※酒類の一括表示欄の入力については、別冊を参照してください。
名称区分	「名称」「品名」「種類別(名称)」「品目」等、包材に表示されている区分を選択入力して下さい。 (酒類については任意扱いとします)
名称	法令で定められた一般的名称を入力してください。具体的な商品名は入力しないでください。
原材料名1	包材表示どおりに入力してください。文字数が多く入りきらない場合は、原材料2をに入力してください。 (原材料名1、原材料名2はそれぞれ全角で2000文字まで入力が可能です) ※酒類などで原材料・添加物の表示がある場合は入力してください。
原材料名2	上記の原材料名欄で不足する場合、入力してください。 それでも不足する場合は、「その他表示項目の編集」ボタンから原材料3などを独自で作成して入力してください。
添加物	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力して下さい。
内容量	包材表示どおりに入力してください。アソート品の場合、部材ごとに表示があれば包材表示どおり入力してください。
期限区分	包材表示どおりに入力して下さい。 ※期限表示が無いあるいは省略されたものは、「期限設定なし」を選択して下さい。 ※アソート品で部材ごとに区分が異なる場合は、消費期限を優先して選択して下さい。
賞味期限/消費期限	包材表示どおりに入力してください。 ※期限表示が省略の場合、「-」(ハイフン)を入力してください。 ※枠内の表示が「枠外上部に記載」となっている場合は、その通りに「枠外上部に記載」と入力してください。 ※具体的な日付が確定していない場合は、代替入力(yyyy, mm, dd等)でも構いません。 ※アソート品の場合、全体としての表記がある場合はその内容、個別に表示がある場合は、部材の名称とその具体的な表示内容を入力してください。
保存方法	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
調理方法	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
使用上の注意	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
原産国名	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
販売者	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。 「製造所固有記号は賞味期限下部に表示」など販売者として表示されているものは全て入力してください。
製造者	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。 「製造所固有記号は賞味期限下部に表示」など製造者として表示されているものは全て入力してください。
加工者	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。 加工者として表示されているものは全て入力してください。
輸入者	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。 輸入者として表示されているものは全て入力してください。
使用方法	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。 「枠外下部」などと表示されている場合は、そのとおり「枠外下部」と入力してください。
殺菌方法	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
でん粉含有量	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
固形量	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。 「枠外下部」などと表示されている場合は、そのとおり「枠外下部」と入力してください。
内容総量	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。 「枠外下部」などと表示されている場合は、そのとおり「枠外下部」と入力してください。
原料原産地名	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。 「枠外下部」などと表示されている場合は、そのとおり「枠外下部」と入力してください。 ※原材料名欄にかかれたものは除き、項目として表示されているものが対象となります。
無脂乳固形分	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
乳脂肪分	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
凍結前加熱の有無	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。

加熱調理の必要性	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
アルコール分	包材一括表示枠内に表示されている場合は、入力してください。
その他表示項目の編集	上記の他に表示項目がある場合は、「その他表示項目の編集」ボタンから「名称」と「値」を入力してください。 「名称」に選択肢がない場合は、直接入力し追加作成してください。